

「書物の思想史」研究序説

——近世の上層農民の思想形成と書物——

はじめに——近世人の思想形成と書物——

「一冊の書物との出会いにより人生が変わる」と言われることがある。書物は、人が人生について、社会について、世界について、そして宇宙について考えるときに、いつもそばにいてくれる。このような人と書物との深いつきあいが始まったのは、日本では十七世紀である。商業出版が成立し毎年多くの書物が出版され、上は將軍・大名から下は民衆まで書物を手にする時代が到来したのである。

今、日本史研究では、書物に着目して書物を史料として時代・社会を把握しようとする研究が一つの潮流となっている。近世は書物・出版の時代であり、書物・出版を抜いては、この時代の人々の思想形成も、人々がおりなす社会

若 尾 政 希

や国家のありようも理解できないということが、ようやく認知されてきたといえよう。

書物・出版に注目が集まっている今こそ、研究をさらに高次の段階に引き上げていかなければならない。さまざまな方向から試みる必要があるが、筆者は書物の一つひとつの内容に着目することによって現状を打破しようと考えている。というのは、現在の書物研究では、書物の内容にまで踏み込んだ研究がほとんどないからである。いうまでもなく書物には、思想性があり、政治性を持つ。書物の内容・思想分析を行い、思想性・政治性を明らかにするような研究を行う必要がある。そのレベルまで研究を引き上げることができてはじめて、書物が思想形成・主体形成にどのような意義を持ったのかを説明することができるのである

う。筆者はこのような問題意識から、「近世人の思想形成と書物」⁽¹⁾や『安藤昌益からみえる日本近世』⁽²⁾において、書物の思想・内容の分析を踏まえた「書物の思想史」を提起した。具体的には、「民衆の上層部だけでなく領主層の蔵書にも見ることができ、最もありふれたものである」⁽³⁾軍書と医薬・天文曆書を取りあげ、安藤昌益の思想形成過程を説明していくことを通して、近世社会における軍書、医薬・天文曆書の歴史的位置を明らかにした。そこでは支配―被支配の身分秩序を批判した稀有な思想家昌益を取りあげたが故に、その歴史的位置をより鮮明に浮き彫りにすることができた。しかし、そのような昌益の思想形成の過程を、近世人の思想形成の典型と見ることができると、あるいは被支配者である一民衆の思想形成とみることができるといふ疑問を残すこととなった。⁽⁴⁾昌益の事例を即座に一般化するのではなく、領主層から民衆までの社会各層の諸主体がいかに形成されたか、それにどんな書物が関わったのかについて、事例を一つひとつ蓄積していかなければならない。本稿はまさにそのような試みの一歩である。

本稿で扱う寺澤家文書は、近世を通じて信濃国更級郡岡田村(現、長野市篠ノ井岡田)に居住し、天保五年(一八

三四)からは庄屋を務める家の一つとなった寺澤家に伝わった文書である。⁽⁶⁾岡田村は、上田藩松平氏が領した川中島飛地であり、享保一五年(一七三〇)岡田村明細帳によれば、村高一三三四石、家数一八七軒、人数八八五人である。⁽⁷⁾寺澤家の持ち高は、直興の父道孝(享保六(一七二一)〜明和七(一七七〇))が家督を相続した延享三年(一七四二)時点で四〇石四斗程、直興(宝暦一(一七五二)〜天保二(一八三二))が相続したときには四七石余であり、一部を手作するとともに、小作地経営を主な収入源とする上層農民であった。⁽⁹⁾

一 『書物目録』から何がわかるのか

寺澤直興の名は地方農書『農業耕作方覚帳』の著者として、つとに知られている。これは七二歳の直興が文政五年(一八二二)正月に執筆した全一五丁の短い農事覚帳であり、寺澤家文書中に一つだけ現存する。家を越えて出回った形跡はないが、近年編纂された『更級埴科地方誌 第三卷 近世編下』⁽¹⁰⁾、『長野県史 近世史料編 第七卷(二)北信地方』⁽¹¹⁾、『日本農書全集39 地域農書4』⁽¹²⁾に、続けて翻刻され著名となったのである。とりわけ、『日本農書全集』

収載の佐藤常雄氏の「解題」は、信濃国川中島平と岡田村の農業構造から寺澤家の農業経営、直興のひととなりと本書の成立の経緯にまで言及した好論である。佐藤氏によれば、本書は、あまたある地方農書のなかでも、農書述作の動機や社会背景を知り得る数少ない地方農書の一つである。跡を譲った息子長蔵直宥が病の床につき回復の見込めない状況で、一七歳の孫慶十郎(直意)に向けて本書を編んだという。⁽¹³⁾ 本書中にはそのような記載はない。しかし文政五年正月に直興が置かれた状況を勘案すると、この推測は妥当なものと言えよう。本書は三つの部分からなるが、いずれも当主が心得ておかねばならない実務的な事柄であり、若くて実務経験に乏しい慶十郎こそがその対象者としてふさわしいであろう。また、直興は、同年十一月には稲荷山村庄屋田中友之丞ら三人(他に林部官左衛門・宮崎源十郎)に宛てて慶十郎の後見を依頼した「遺書録」(寺澤家文書四三〇、四三二)を作成している。こちらは、実務ではなく、「唯奢を禁しめ衣食住家之三ツを儉約致し」、「妻之外ニ妾杯持申べからず」等といった心と身の処し方を説いている。この時期の直興は、「家業大切ニ致し家相統致し候様ニ」直意を教育することに精力を費やしている

といえるのである。⁽¹⁵⁾

さて、寺澤家文書中に、「書物目録」(寺澤家文書二四八)⁽¹⁶⁾がある。近年の近世史研究において、蔵書や書物目録は重要な史料として認知されてきた。⁽¹⁷⁾ ここではこの「書物目録」から何が読み取れるのか、検討したい。まず、書誌について。表紙のまん中に「書物目録」という書名、その両脇に「文化元甲子歳」、「春正月吉祥日」という年記がある。裏表紙には、「川中島岡田邑 寺澤直興」と署名がある。13丁の途中(表)まで墨付き、以下数丁の余白がある。ちなみに文化一年(一八〇四)当時、直興は五四歳であった。

表1は、この目録から、書名と「巻数或いは冊数」を抜き出して作成したものである。全部で一八部の書名が挙がっており、そのうち写本(表では斜体字で示した)三四部、版行された書物(版本)八四部である。写本から見ておこう。48から78までの三二部の写本については、それぞれの書名の項に「写本道孝書」等と、書写した人物名が特記されている。直興の父道孝の書写本が五部、直興書写本二五部、それに息子直宥の書写本も一つだけが見ることが出来る。ここから目録所載の書物がすべて直興の収集に

表1 『書物目録(文化元甲子歳 春正月吉祥日)』 書名一覽
(便宜上、書名順に番号を振った)

1 四書 [10巻]	2 四書理諺鈔 [10巻]	3 孝經諺解 [1巻]	4 古文真宝 [2巻]
5 古文頭書 [5巻]	6 蒙求 [3巻]	7 蒙求理諺鈔 [7巻]	8 唐詩撰 [2巻]
9 韻鏡 [1巻]	10 韻鏡写本 [1巻]	11 四声字引 [1巻]	12 続日本紀 [20巻]
13 東鑑 [25巻]	14 和論語 [10巻]	15 都鄙問答 [2巻]	16 為学玉箒 [3巻]
17 和漢年表録 [1巻]	18 梅花心易指南鈔 [5巻]	19 公家鑑 [2巻]	20 天明武鑑 [4巻]
21 台湾軍記 [5巻]	22 大閤記 [7巻]	23 頼朝三代記 [4巻]	24 武家軍鑑 [4巻]
25 民家分量記 [5巻]	26 民家童蒙解 [5巻]	27 野總茗話 [4巻]	28 一代書用 [1巻]
29 和漢無双袋(節用集) [1巻]	30 節用 [1巻]	31 庭訓往来 [1巻]	32 百人一首 [1巻]
33 かなめ草 [1巻]	34 観音経鈔 [1冊]	35 婦妙本願鈔 [3冊]	36 西要鈔 [2冊]
37 父子相迎 [2冊]	38 万病廻春 [8巻]	39 日用食性 [1冊]	40 (鉄槌) 徒然鈔 [4巻]
41 和漢名数 [2巻]	42 江戸町鑑 [2冊]	43 新編塵劫記 [1冊]	44 江戸往来 [1冊]
45 今川 [1冊]	46 小野宮歌字尽 [1冊]	47 新撰碁経大全 [3冊]	48 般若心経鈔(道孝写) [1冊]
49 釈迦尊八相略記(道孝写) [1冊]	50 富士之筆紙(道孝写) [1冊]	51 往生要集(道孝写) [3冊]	52 落穂集(直興写) [4冊]
53 諏方之筆紙(直興写) [1冊]	54 野馬台詩諺解(直興写) [1冊]	55 正信記(直興写) [1冊]	56 太平記綱目拔書(直興写) [1冊]
57 王公太夫名僧伝(直興写) [1冊]	58 武田信玄公五十七箇条(直興写) [1冊]	59 三河記(直興写) [1冊]	60 武将伝(直興写) [1冊]
61 本朝武勇良将伝(直興写) [1冊]	62 銭徳論(直興写) [1冊]	63 諸宗日本弘通記(直興写) [1冊]	64 女用文章(直興写) [2冊]
65 女今川(直興写) [1冊]	66 百人一首(直興写) [1冊]	67 兩部神道口談鈔拔書(直興写) [1冊]	68 儒道拔書(直興写) [1冊]
69 職原鈔拔書(直興写) [1冊]	70 服忌令(直興写) [1冊]	71 大要集楠正成公之秘言(直興写) [1冊]	72 平家物語拔書(直興写) [1冊]
73 (高野山) 通念集拔書(直興写) [1冊]	74 (公儀) 御定書(直興写) [1冊]	75 川中嶋私記(直興写) [1冊]	76 東方朔置文(道孝写) [1冊]
77 彈誓上人絵詞伝(直興写) [1冊]	78 公裁一件(直宥写) [1冊]	79 太平記綱目 [60巻]	80 一目玉鉢 [4冊]
81 妙術博物筌 [7冊]	82 急用問合即座引(天明新撰節用捷徑) [1冊]	83 徒然要草 [7巻5冊]	84 日本歳時記 [4巻]
85 前太平記 [41巻21冊]	86 本朝神社考 [6冊]	87 職言抄支流 [2冊]	88 經典余師(大学・論語・孟子・中庸) [10冊]
89 經典余師孝経 [1冊]	90 袖珍武鑑 [1冊]	91 袖玉武鑑 [1冊]	92 韻鏡 [4巻]
93 大極函説 [4巻]	94 古文片仮名附 [2巻]	95 倭漢歴代帝王備考大成 [12冊]	96 古語拾遺 [1巻]
97 本朝通記 [55巻37冊]	98 小学句読 [4巻]	99 吉水遺誓諺論 [1巻]	100 圓光大師一枚起請文便概聞書 [3巻]
101 五常訓 [5冊]	102 童子訓 [3冊]	103 仏神感応録 [8巻4冊]	104 林家改点五経 [11巻]
105 本朝孝子伝 [3巻]	106 庭訓往来抄 [2巻]	107 文化改正京羽二重大全 [8冊]	108 公事根元集挾 [3巻]
109 仏神感応録後集 [8冊]	110 都名所図会 [6冊]	111 拾遺都名所図会 [5冊]	112 図画和字選挾集 [3巻]
113 圓光大師和語燈録 [7冊]	114 中臣祓和解(写本)	115 厭蝕大平楽記(写本) [6冊]	116 古易断時言 [4冊]
117 大和名所図会 [7冊]	118 本朝語園 [10巻5冊]		

表2 写本の分類

a 版本を書写したもの	10、49、51、52、60、64、65、66、77、115
b 写本を書写したもの	55、58、59、114
c 抜書	56、67、68、69、72、73
d 御定書・裁定を書写	74、78
e 未詳	50、53、54、57、61、62、63、70、71、75、76

よるものとは限らず、父の蔵書をも引き継いでいることがわかる。若き息子の書写本まで収載していることから、(直興個人の蔵書ではなく)家の蔵書の目録を当主直興が執筆したと言えるであろう。他方、114『中臣祓和解』の項には「原田角之丞殿頼写貫候」、115『厭蝕大平楽記』の項には「陽原寺頼写貫」と、他人に頼んで書写して貰ったことがわかる。これと関連して、版本の80『一目玉銚』の書名の横に傍線が引かれ、次の書き込みがある。

此書、文政四年巳四月厭蝕大平楽記六冊書写之礼
ニ、陽原寺法印江進上仕候

『厭蝕大平楽記』を書写して貰ったお礼に陽原寺の法印に『一目玉銚』(井原西鶴著)を進上したという。115の書物を手入れたのは、文化一年から一七年後の文政四年(一八二一)、直興七一歳のことであった。とすれば、116、118の三部についてはさらに後ということになる。115より前の書物についても、文化一年以後に増補されたものである可能性がある。どこまでが文化一年時点での蔵書なのか、『書物目録』からは判断できない。

話を写本に戻そう。『書物目録』に記載された書物のほとんどは現存を確認できず、書名から中味を推定するしかない。⁽¹⁸⁾ 写本には、表2のように、大きく分けてa版本の写本(いわゆる刊写本)と、b写本で伝わる書物を書写したものに分けることができる。写本のうち、版本が出回っているものについては、このaに分類した。だが、もちろん版本があるからといって、直接版本に依拠しないで刊写本に拠って書写した可能性もある。他方、bに挙げた書物は刊行された形跡がない。55『正信記』は、本多佐渡守正信に仮託され十七世紀半ばに世に出た政道書『本佐録』(別名『正信集』『正信記』等)であろう。『本佐録』は十八世紀末、十九世紀初めにかけて柴野栗山の序を付けて版行さ

れている。しかし直興が書写したのは、書名から言って、版本ではなく写本『正信記』であったと推定される。58『武田信玄公五十七箇条』は、御当地川中島ならではの書物である。中味がわからないのでとりあえずeに入れた75『川中嶋私記』も、ここに入れるべきかもしれない。だが、『川中嶋私記』については、他の写本を確認出来ておらず(直興自身が作成した可能性もあり)、現時点では「未詳」とした。50『富士之筆紙』、53『諏方の筆紙』についても同様のことが言える。cには、「く拔書」と称するものを入れた。たとえば、直興は79『太平記綱目』(版本)を所蔵しているが、56『太平記綱目拔書』は、『太平記綱目』から抜粋したものである。ただし、『太平記綱目拔書』を書写したのは直興であるが、この『拔書』を作成したのが直興自身なのか、あるいは他の誰かが作成した『拔書』を直興が入手したのか、現物を確認できないので、判断することはできない。他の拔書についても同様であるが、68『儒道拔書』のみは、「儒道」という書物があったのではなく、「儒道」に関わることを諸書から抜き書きしたものと推定され、他の書物と少し性格が異なる。dは、公儀による触書、裁定を書き留めたものであり、こういったものを

「書物」の目録に入れる感覚にも注意しておきたい。⁽²⁰⁾eには書名だけでは判断できないものを入れておいた。そのうち、76『東方朔置文』については、実は、寺澤家文書のかなに現存している。書名『東方朔秘伝置文』(寺澤家文書五六)、最終丁に「宝曆十年 庚辰仲春日書 寺澤長兵衛道孝 印」とあり、寺澤道孝が宝暦一〇年(一七六〇)二月に書写している。当書は貞享三年(一六八六)に版行されており、よってaに入れるべきかとも考えた。ところが、版本と道孝書の写本とをくらべてみると、甲子の歳の吉凶を論じて、

甲子の年ハ二月三月水あり、四月五月沢水有、六月七月日早、八月雨ふり(版本)

甲子之年ハ二三月雨有、四五月沢水出る、六八月雨ふり(略)(道孝書写本)

と、六月・七月の天候がまったく異なっている。『東方朔秘伝置文』が日和見(天候の予測)に関する人々の経験知識を加えて書き換えられていったことを指摘したのは、小池淳一氏であった。⁽²¹⁾右の違いも誤写ではなく、甲子の年の七月は早ではなく、むしろ水が出るという経験知識をふまえて書き加えられた可能性がある。ただし、この書き加え

が道孝の手になるのか、あるいはそれ以前のものなのか、判断する材料はない。

続いて版本も含めて、『書物目録』所収の書物の傾向を見ておこう。

実は、近年の書物目録の研究では、蔵書の構成を見るために、書物をジャンルごとに分類した一覧表を作成するのが常である。たとえば、最新の研究の一つ池田真由美氏「『書籍有物帳』に見る江戸近郊村名主層の動向」⁽²²⁾によれば、分類内容は次のとおりである。

①教育・実用—漢籍・往来物・辞書・年中行事・説話・ 教訓・金石文
②思想・信仰—神道・仏教・思想・心学
③趣味・専門—随筆・地誌・雑記・見聞記・紀行文・年表・ 考証・政治・医学・演劇・造庭書
④娯楽—伝記・実録・戦記・雑史・読本・浮世草子・ 仮名草子・滑稽・咄本・洒落・合巻・黒本・艶本・黄表紙

確かにこのように書物を4つのジャンルに分類すると、A家は①30%、②20%、③35%、④15%というように、蔵書構成を数値化でき、他家のそれと比較対照できるといふ利点はある。しかし、こうしたジャンル分けにより逆に見えなくなってしまうことも多いのではないか。その欠点も意識しておかねばならない。たとえば、④娯楽のなかに、「戦記」がある。近世では戦記（近現代の戦争の記録を指す）というよりは軍書あるいは軍記と呼ぶ方が適当であるが、それはともかくとして、長友千代治氏の『近世貸本屋の研究』⁽²³⁾が明らかにしたように、貸本屋で庶民層に最も人気があったジャンルは軍書であり、軍書に娯乐的な側面があったことは否定できない。しかし、軍書≠娯楽としてしまうと、筆者が歴史学研究会大会近世史部会報告「近世の政治常識と諸主体の形成」⁽²⁴⁾等で明らかにしたような、領主から被支配者民衆までの多くの人々が軍書を読むことにより、軍書を読みかえることにより、学び取ろうとしたもの、そうした近世人の思想的営為を切り捨ててしまうことにならないか。また、当然のことながら、同じ一つの書物でも、それを読む人によって、①教育・実用であったり、④娯楽であったりする。こういった近世に生きた個々人の個性を

表3 『書物目録』の分類意識

	版本 (1~47)	写本 (48~78)	版本 (79~118)
(儒学)	1、2、3	68	93、98、104
(漢詩文)	4、5、6、7、8		94
(音韻)	9、10、11		92
(歴史)	12、13		97
(和論語)	14		
心学之書	15、16		
(年表)	17		95
(易占)	18		116
(武鑑他)	19、20		90、91
軍書	21、22、23、24	56、58、59、60、61、71、72、75	79、85、115
(常盤潭北)	25、26、27		
(文例集)	28		
(節用集)	29、30		82
(庭訓往来)	31		106
(和歌・俳諧)	32	52、66	
(かなめ草)	33		
仏書	34、35、36、37	48、49、51、73、77	99、100、112、113
医書	38、39		
(徒然草)	40		83
貝原先生	41		84、101、102
(江戸町鑑)	42		
(和算)	43		
(往来物)	44、45、46	64、65	
(囲碁)	47		
(野馬台詩)		54	
(正信記)		55	
神書		67	86、96、114
(職原抄)		69	87
(服忌令)		70	
公儀		74、78	
(東方朔置文)		76	
道中記			80
溪百年先生			88、89
(名所図会)			110、111、117
(仏神感應録)			103、109
(本朝孝子伝)			105
(未詳)		50、53、57、62、63	81、107、108、118

も、切り捨ててしまうことにならないか。こうした危惧を抱くからである。大事なのは、書物目録の作成者や蔵書の形成者が、書物一つひとつとどのように向き合ったのか、その人の思想形成にとってそれぞれの書物がどのような意味を持ったのかを明らかにすることである。よって書物目録に対するとき、研究者がまずすべきことは、(ジャンル分けをして蔵書構成を数値化して示すことよりも)書物目録の作成者の意識——たとえばジャンル分けの意識はあるのか——に迫ることであろう。こういう観点から、直興筆『書物目録』を分析してみよう。『目録』中の書物の配列には、何らかの規則性はあるのか。そこに直興の配列意識を読み取ることができるのであろうか。

表3を参照されたい。『目録』所載の書物はおおむね三つに分けることができる。すなわち1〜47までの版本(10韻鏡写本を含む)、48〜78までの写本、79〜118の版本(114、115の写本を含む)部分である。まず1は『四書』⁽²⁾、2は毛利貞斎による通俗的注釈書『四書理(俚) 諺鈔』⁽³⁾、3は『孝経』の注釈書というように儒学に関係する書物が並んでいる。直興自身はジャンルを銘記していないが、とりあえず(一)に入れて(儒学)としておいた。次の4から8

までは、漢文・漢詩に関わる書物が列挙されており、これも(一)に入れて(漢詩文)と表記した。15の『都鄙問答』は、言わずと知れた石田梅岩の主著であるが、この書名の右傍に「心学之書」と特記されていることから、表3では(一)を付けずに心学之書と表記した。なお、16の『為学玉筭』は心学者手島堵庵の著である。21〜24には、軍書という記載はないものの、79『太平記綱目』の右傍に「軍書」と記載されていることから、軍書というジャンル意識を持っていると見なし、軍書と表記した。25〜27の三書は、常盤潭北とさわたんぱくの手になる農民向けの教訓書である。ジャンルの記載はなく、とりあえず(常盤潭北)と表記した。34〜37については、いずれも書名の右傍に「仏書」と記載されており、仏書というジャンル意識を持っていたことがわかる。38、39の「医書」も同様にジャンル意識を指摘できる。41の『和漢名数』は貝原益軒の著作であるが、ジャンルの記載はない。しかし、86、96、114には「貝原先生」と特記されており、「貝原先生」の著作というジャンル意識を持っていたことがわかり、貝原先生と表記した。このように見えてくると、1〜47からは、直興が一定の蔵書配列意識をもってならべたことがわかる。⁽²⁵⁾

それに対し、写本の配列(48〜78)については、バラバラであり、配列意識を窺うことは難しい。それでも64、65に往來物を列挙し、48、49に仏書を列挙、58から61までに軍書四部を列挙している点に、同一のジャンルの書物を並べようという意識を読み取ることができるかもしれない。なお、写本については書写者によって分類した可能性もある。48〜51に先代の道孝の手になるものが並び、それに続けて52から直興書写の書物が並ぶ。最後の78に息子の直有の書写本を置いている。ただし、76『東方朔置文』は道孝の書写本、77は再び直興の書写本と若干錯綜している。

最後の79〜118では、さらに配列意識を窺うことが困難である。先にも指摘したように、この『目録』には文化一年(一八〇四)正月の年記があるが、直興はその後も書物を入力すると『目録』に書き加え続けたようである。たとえば、たとえば107『文化改正京羽二重大全』は、文化八年(一八一二)に刊行された。よって、この書物を『目録』に追記したのはこの年以後のことである。79〜118において配列意識を読み取ることができないのは、追記して増補し続けた結果かもしれない。

二 寺澤家の蔵書とその形成

『目録』所載の書物はいったいどのように収集されたのだろうか。次に考えてみたいのは、蔵書の形成過程である。先に見たように、直興は、114『中臣祓和解』、115『厭触大平案記』を書写してもらっている。他の写本についても、何らかの伝手を通して、いわば親本を借りて写したと推定されるが、『目録』には何も記載されていない。115の御札に80『一目玉銚』を「進上」していることから、書物の交換も行われていた可能性もあろう。『目録』では、30『節用』について「文化一四丑十月篠野井村藤助殿江譲る」、また93『大極図説』についても「右ハ書林蔦屋伴五郎殿江進候」と、書物を譲ったり進呈したりという記述がある。理由は未詳だが、書物が進呈の対象となっており、興味深い。

ところで、蔦屋伴五郎とは何者か。鈴木俊幸氏の『近世信濃における書籍・摺物の文化についての総合的研究』²⁶⁾によれば、善光寺御庭、水内郡長野大門町七二番地で出版・発兌・売弘にたずさわった書肆の当主である。『善光寺如来略縁起』や『一茶発句集』等、当地にかかわる書物はい

くつも出版している。直興は、葛屋伴五郎とつきあいがあり、彼から書物を購入した可能性もある。書物の購入と言えば、寺澤家文書のなかに『書物直段付覚』（寺澤家文書一〇〇）という史料がある。表紙のまん中に書名、その両側に「安永九年 寺沢氏」「子十二月 一慎齋」とあり、寺澤直興（一慎齋は直興の号と推定）が安永九年（一七八〇）に作成したものである。表紙を含めて全六丁。表紙の裏から本文が始まり、「松本白木屋付」^啓一、前大平記代式拾式匁五分^啓、一、大平記 代拾五匁」と、書名と

値段を書き記している。末尾一丁半は、「通俗類目録」として『通俗武王軍談』等の通俗漢軍書を二三部にわたって列挙している（この項には値付はない）。
松本白木屋とは何か。鈴木氏の前掲書によれば、筑摩郡松本本町に白木屋という書肆（当主与兵衛）があった。明和七年（一七七〇）に『早引節用集』を出版したが、大坂書肆より重板の嫌疑がかり版木と摺本を没収されている。「白与」（つまり白木屋与兵衛）の仕入印を押しした書物が二冊現存していることから、十八世紀後半には書物の小売も

表4 安永9年（1780）書物直段付覚（松本白木屋付）

書名	値段付
1 西太平記	22匁5分
2 大平記	15匁
3 大平記かな本	11匁
4 漢楚軍鑑（談）	20匁
5 武王（軍談）	15匁方上
6 呉越（軍談）	13匁方18匁
7 国字弁二冊	7匁5分
8 印形秘決手本一冊	2匁5分
9 古状三ツ	3匁
10 実語経四ツ	2匁
11 和漢算法七冊	7匁
12 後大平記	20匁
13 三國志	40匁方60匁迄
14 五経	13匁
15 連（聯）珠詩格	2匁5分
16 古文	2匁5分
17 古文前集	1匁
18 小学	4匁
19 児解（詩韻児解）	4匁5分
20 古文かな付	1匁8分
21 男重宝記	1匁5分
22 校正福鏡	1匁
23 小学評解半本一二冊	4匁
24 古文前集三	1匁
25 同（古文）後集二	2匁2分
26 鬼神論	1匁
27 毛詩鄭箋	19匁5分/17匁5分
28 詩経朱註	15匁/20匁
29 孝経国字一	2匁8分
30 唐詩国字三	21匁
31 古文読解十	12匁
32 中臣註	5匁方段々
33 神代卷註解	7匁5分
34 神体要論	5匁8分
35 書経孔安国註	13匁8分
36 四書理（惲）謄鈔十	15匁
37 五経無点	22匁5分/30匁
38 同（五経）古注新本	
礼記	39匁5分
書経	13匁5分
易	13匁5分
詩経	19匁5分
春秋左伝	30匁方1両迄
39 同（五経）集註	
書経	10匁
●易	拾貳三匁?
詩経	13匁方18匁迄
40 本朝年代記	13匁
41 日本書籍考二	6匁5分
42 世事秘元二	4匁5分
43 小学后説八	6匁8分
44 小学備考貝原先生撰	9匁
45 弁弁録四	7匁5分
46 古経古註	2匁8分
47 同（古経）在氏	2匁5分
48 改正字引四声字冊	7匁5分
49 小学引	3匁5分/四五匁
50 武家評林	58匁
51 千字文三体一冊	5匁5分
52 梅花心易明鏡二冊	3匁5分
53 同（梅花心易）蒙中指南五冊	●（5）匁8分
54 大極図説頭書一冊	●（3）匁5分
55 神代私説八冊	五六匁
56 中册上折本	2匁
57 字引安永開板上	10匁5分
58 古文読解二十册上本	19匁5分
59 さん鏡（韻鏡）易解大全五冊	11匁
60 前々大平記	22匁3分
61 蒙求便誦補萬鈔二〇冊合七冊	10匁7分
62 和漢年表録全	2匁六分5分迄?
63 増補名数大全	2匁7分

表5 『永代万重宝記』購入書物一覧

購入年	購入書物(代金)	購入先	『書籍日録』所載書物
1 寅年(明和7(1770))	太閤記七巻(代15匁)	墨消し	22太閤記7巻
2 同	東鑑式拾五冊(代35匁)	墨消し	13東鑑25巻
3 辰(安永1(1772))	続日本記二十冊(代30匁)	墨消し	12続日本紀20巻
4 同	唐詩選二冊(代300文)	墨消し	8唐詩選2巻
5 同	武鑑四冊(代124文)	墨消し	20天明武鑑4巻
6 同	古文二冊(150文)	墨消し	4古文真宝2巻
7 午?(安永3(1774))	蒙求三冊(代4匁)	●二而	6蒙求3巻
8 同	公家鑑二冊(代200文)	●二而	19公家鑑2巻
9 同	頼朝三代記四冊(代200文)	●二而	23頼朝三代記4巻
10 同	武家軍鑑四冊(代200文)	●二而	24武家軍鑑4巻
11 同	台わん軍記五冊(代300文)	●二而	21台湾軍記5巻
12 安永八年亥年(1779)	神体要論(代5匁8分)	松本白木屋	なし
13 同	四声字引全(代10匁5分)	同	11四声字引1巻
14 同	ゑんきやう全(代1匁5分)	同	9韻鏡1巻
15 同	梅花心易五冊(代4匁9分)	同	18梅花心易指南鈔5巻
16 同12月	古文五冊(代3匁)古本	無記載	5古文頭書5巻
17 子3月(安永9(1780))	四書理諺鈔(代14匁)	松本方	2四書理諺鈔10巻

行っていたが、その営業のなかみについてはわからないという。⁽²⁾『書物直段付覚』から作成した表4を参照されたい。たとえば、27『毛詩鄭箋』の項をみると、二種類の値段が付いている。一つは一九匁五分、もう一つは一七匁五分、値段の異なる二つの『毛詩鄭箋』があったことがわかる。また、6『呉越軍談』の項では、一三匁より一八匁と幅のある値段設定をしているのは、三種以上の『呉越軍談』を取り扱っているということであろうか。いずれにせよ、こうした記載から、本史料が(直興が白木屋から購入した書物の購入台帳ではなく)、白木屋が小売のために店にしている書物の値段(白木屋の売弘め目録)を直興が書き留めたものであることがわかる。もちろん直興の関心によって取捨選択されている可能性はあるが、本史料により白木屋の営業実態が初めて明らかになったのである。

実は直興筆の『永代万重宝記』(寺澤家文書八二)のなかに、直興が白木屋で購入した書物・代金が書き留められている。表紙のまん中に「永代万重宝記」、その両側にとって明和七年(一七七〇)三月とは、二月二十九日に父道孝が没し、数え二十歳で家督を継いだばかりであった。家

督繼承を期して、『永代万重宝記』を書き始めたのである。「^{よろず}一万」の名が示す通り、父から相続した田畑とその石高や小作地及び小作人の名から、貸借金や物品購入までが事細かに記載されている。「木綿蒔時分」云々と農業技術を書き留めたり処世訓まで説いている。筆者の確認では、天明六年（一七八六）の記事があり、直興は二〇歳から三〇代半ばまでの長期にわたってこの帳面を手近に置き記載し続けていたことになる。さて、この史料から購入書の記録を抜き出したのが表5である。このうち「松本白木やニ而左之通 安永八年亥年」と記載し、12〜15の四部の書物を挙げてゐる。安永八年といえ、先の『書物直段付覚』が安永九年一月であるから、その前年にすでに白木屋と取引があったことがわかる。四部のうち、12『神体要論』については、「一、神体要論 四冊 代五匁八分」と墨で線が引かれている。『書物目録』にはこの書物の名がみえない。購入後取り消したのであるか。また、17『四書理諺鈔』も「松本^方」購入したという。白木屋の『書物直段付覚』にこの書物（36）が挙がっていることから、白木屋がこれを扱っていることがわかる。これも白木屋から購入したのであるか。その他、表中の1〜6については、購入先が

書いてあると推定される箇所が墨で消されていて、どこから購入したか知ることができない。7〜11については「ニ而」とあり、本屋の屋号であろうか、判読できない。16は購入先の記載がない。

表5に『書籍目録』所載書物との関係を整理しておいた。明和七年から安永九年まで、直興の年齢でいえば二〇歳から三〇歳までに購入したことが確実な一六部の書物のすべてが、『書籍目録』に記載されていることがわかる。しかも、『書物目録』中の番号の一番大きいのが24『武家軍鑑』であり、『書物目録』の初めの方に集中して記載されていることが注目されよう。ここから、『目録』の三つの部分のうち、初めの部分が比較的若い時期に収集したものであることがわかる。直興が生涯のどの時期にどういふ書物と出会ったのか、その一端をうかがうことができた。いったい直興はそれぞれの書物から何を学んだのであろうか。

三 寺澤直興の思想形成と書物（1）——安永期——

『書物目録』記載の書物は、ほとんどが現存していない。書物が残っていれば、直興がそれを読んだのかどうか、読んだとすればどのように読んだのかを知ることができるか

もしれない。直興が直に書写した写本、とりわけ68『儒道抜書』、69『職原鈔抜書』等の抜書類(表2のc)があれば、直興の思想傾向を捉えることは比較的容易だが、残念ながらそれもできない。では直興の思想形成をたどることはできないのか。

寺澤家文書をみると、直興は子孫に向けた処世訓とでもいうべきものを何度か作成している。列挙すれば、まず①『永代万重宝記』(寺澤家文書八二)所収の「人之身持事」、「我今日種々の大事」。後者には、「安永四乙未夏」の年記がある。安永四年(一七七五)、家督を継いで五年目の作である。前者には年記がないが、前後の記事からやはり同じ頃の作と推定される。次に②『身脩齊家要録』(寺澤家文書一七六)。二冊からなり一冊は「寛政六甲寅歳 秋月吉日書」の『家伝脩身録』(内題、一子相伝脩身録)。もう一冊は『齊家至言集』(内題、聖賢至言集)、「寛政七乙卯歳八月吉日」の年記がある。続いて③享和二年(一八〇二)正月吉日『歳中日記』(寺澤家文書二二八)。日記とは称するが、文政三年(一八二〇)までの記事があり、年中行事と諸費用の書き上げから、公儀の文化五年儉約令を引いたかと思えば、「たくあん漬之事」、「乳女奉公人召抱候

心得之事」、「穀等売候事心得」等までさまざまな実務的な事を書き留めている。この巻頭に処世訓的なものを載せている。次に処世訓ではないが、家意識と関わり注目されるのは、④文化四年(一八〇七)の『先祖代世記』(寺澤家文書二八〇)である。二冊からなり、一冊は、慶長二年(一五九七)に没した寺澤家初代の安右衛門直郷よおご以来の系図を記した『寺澤家代々記』(文化四年正月)。もう一冊は『先祖代々過去帳』(文化四年九月下旬)であり、ここに記載されているのは、直郷以来の先祖、分家や姻戚の者たちだけではない。「他家」としてたとえば、「直興長病之節療治ヲ頼」んだ医師、「直興トリアゲバ」、「下女」「召仕男」等も記載している。さらに馬鳴菩薩以来の浄土宗八祖、村内の浄土宗光林寺の代々の住職の名を十八世まで記し、その後に寺澤家ゆかりの僧侶の名が挙がっている。この年に『先祖代世記』を作った直興の意識が問われねばならない。続いて、息子直宥の重病及び死に直面した文政五年、七三歳の直興が執筆した⑤『農業耕作万覚帳』(前掲)、二通の「遺書録」(寺澤家文書四三〇、四三二)を挙げるこゝとができる。文政七年八月には⑥『毎日勤行之次第書入』(寺澤家文書四六〇)を作成。また⑦『(内題)身を脩家を

「齊事」(寺澤家文書一六五五)は、そのなかに文政八年の記事があるところから、同じ頃の作成かと推定されるが、修身・齊家論を展開している。②との異同が注目される。そして、亡くなる直前、天保二年(一八三一)五月に⑧『遺書 一通』(寺澤家文書五二九)を遺している。

このように直興が作成し書き残したのから、——内容・表現を綿密に分析し、直興がそれを執筆する上で参考にした書物や影響を受けた人物を特定し、直興のいわば思想的基盤を掘り起こしていくことによって——直興の思想的営為に迫ることができよう。本稿では、①と②を検討対象として、四五歳までの思想形成の過程を説明していきたい。

①の分析に入る前に、④『先祖代々過去帳』に直興の修学過程を示す記事があるので紹介しておこう。明和五年(一七六八)に亡くなった観照寺の俊雅法印について、直興はみずからの「手習御師」だと記している。観照寺は村内の真言宗寺院であり、父道孝の「手習御師」は同寺の(先代であろう)俊意法印、息子直宥の「御師」も同寺の俊昭法印と、三代にわたり観照寺住職が行う寺子屋で手習いを学んだのである。また、村内の曹洞宗寺院である玄峯

院の「十三世白岸禅明大和尚」は享和二年(一八〇二)に没しているが、この和尚は直興の「読書師」であったという。読書について何を教えたのか、この読書が仏書のみに限られたのか否か、興味深いが、今、それを知ることができる史料はない。

さて、①の「我今日種々の大事」を見ておこう。これは「一、不孝成言葉之事」、「一、不義成行ひの事」、「一、上を軽せし事」、「一、下を侮る事」云々と、してはいけないことを三二カ条書き上げ、「右三拾式箇、今日我身ニ有時は、身を亡し先祖より伝る処田畑家財等売り、家を滅亡したる事眼前たり」と記す。「眼前たり」の物言いから経験にもとづいてこれを作成したように見えるが、その末尾に次のように記す。

右神法は、安永四乙未夏、野州那須烏山産常盤氏潭北翁貞尚作處の民家分量記に書出し候、予十カ条を添、唯受老人家督伝法の要書とす。謹て行へし

常盤潭北(延宝五(一六七七)〜延享一(一七四四))は、下野国那須郡烏山出身の俳人で、関東周辺の農村で農民を相手に講釈をした人物であり、農民向けの教訓書『民家分量記(外題)』(『百姓分量記』⁽²⁸⁾)を享保一二年

(一七二六)に、『野總茗話』を享保一八年、『民家童蒙解』を元文二年(一七三七)に版行している。十八世紀後半にも需要があったようで、それぞれ順に安永六年(一七七七)、安永八年及び寛政一年(一七八九)、天明一年(一七八二)に再版されている。表1の『書物目録』一覧をみると、25〜27にこの三部作がならんでいる。このうち直興は『民家分量記』を安永四年に入手したことがわかる。『民家分量記』⁽³⁰⁾は巻頭で「それ民は国の本也とは」と徳川綱吉初政の代官向けの条目にも引かれた言葉の解説から始める。

そして、「天は高く尊し。地は低く卑し。百姓は地の配当にて卑しき物と、分量を落し付、農業を大事に勤るが、天より与へられた職分を尽すと申物なり」という。この点は、拙稿「近世人の思想形成と書物」でも述べたが、近世人は思想形成に際して、「天地自然はどのように形成されたのか、人は(私は)どこからきて、何をすべき存在なのか」というコスモロジー的な裏付けを求めるのが一般的であった。『民家分量記』でも、天地のコスモロジーによりつつ、地の配当である百姓はその「分量」(分)⁽³¹⁾に叶った農業を勤めるべきであり、それが天から付与された職分(天職)だという(なお、この天尊地卑の觀念こそが、安藤昌益が

新たなコスモロジーである『自然真営道』を対置して克服せねばならなかったものである)。

ところで、直興が「我今日種々の大事」に利用しているのは、最終巻第五巻の最後に載る「我今日」⁽³²⁾である。「我年長殊に世路に暇なく読書も罷ならず」と述べる「或」に、「我如き文盲なる者に相応乃修行いたし方」を問われた潭北が答えていくなかで、「予工夫して日用に勤来候一書あり。それを日に三度も四度も読ながら観念いたし候」と言い「我今日」を引く。曰く、「不孝なる言。行有やなしや」「不義なる言。行有やなしや」「上を軽ぜし事有やなしや」「下を侮りし事有やなしや」……。潭北の「我今日」は全二四条であるが、直興は、九「子を愛する恥有やなしや」と、二「堪忍を破、無遠慮乃事有やなしや」の二条を省き、代わりに「大酒大食之事」「美食を好事」「博奕之事」「諸勝負之事」「好色之女に心ゆるす事」「家作結構を好事」「器財等を好事」「家業を捨置諸芸好事」「夜話遊散の事」「他国遠行の事」の一〇条を追加している。注目すべきは、直興が「我今日種々の大事」を家督を継ぐ唯だ老人のために授受する「家督伝法の要書とす」とまで述べていることである。当時、直興は家督を継いで五年目、

まだ二五歳に過ぎない。しかし、強烈な当主意識——子孫に範を垂れねばならないという——を持つ直興は、すでに当主としての自己形成を成し遂げた(当主として範を垂れる主体を形成した)と自覚していたということができよう。さらに興味深いことに、「我今日種々の大事」の三二カ条が「今日我身ニ有時は、身を亡し先祖より伝る処田畑家財等売り、家を滅亡したる」と直興は強弁している。逆に我身に無いように謹み家業第一として勤めるときには、「七福即生七難を即滅し、天神地祇人倫叶ひ五穀成就し家内安全にて息災延命富貴」、「子孫長久家相続の事うたかひなし」とまで断言している。同時期の「人之身持事」でも、「一、第一情出シ、朝起、万事人を不遣我を遣ふへし」と、一五条にわたり通俗道德的徳目を並べたあと、「右之通守と相申候ハ、無病、福圓満、後生能有御座候」と、必ず御利益があると述べる。直興は、「我今日種々の大事」を「神法」と呼んでいる。「右の神法に神仏を尊び儒法行へし。諸願成就」云々。直興にとって「我今日種々の大事」「人之身持事」は、神仏への祈願でもあったのである。「仏神を祈願仕、随分養生致候ハ、如何成病も快氣を得」という確信がこの時期の直興の主体形成を内から支えて

いたと言えるのである。それに対し、潭北は「我今日」を日に三、四度も「看経する如く」、お経を黙読するように読めば、「修練して其悪も止申べし」と述べるだけで、神仏の功德・利益があるとはいわない。⁽³²⁾確かに『民家分量記』巻五で「陰徳を行へバ、余慶子孫に伝ハリて繁盛する」と説いている。しかし、その末尾では「陰徳の弁ハ勸善乃為やむを得ざれば也」、勸善のためやむを得ず説いたことだと本心を吐露している。直興との違いは大きい。

四 寺澤直興の思想形成と書物(2)——寛政期——

次に直興が処世訓を作るのは、それから二〇年後の寛政七年(一七九五)、四五歳のことである。一一歳であった息子直宥(天明五(一七八五)〜文政五(一八一三))に向けて作成したのであろう。『身脩齊家要録』は、『家伝脩身録』と『齊家至言集(聖賢至言集)』とからなる。ここでは後者を分析の俎上に載せよう。その冒頭で直興はいう。此書ハ古へ聖賢明哲の至言を書集、これを座右に置、毎月一覽、則んハ孝悌忠信の道を知り、此を守る則んバ身脩事疑なし。身脩れバ家齊へ家齊ふれば孝なり悌也。一切の善事これより始る

表6 『齊家(聖賢)至言集』典拠一覧

1. 補正成公墾書	内訳(条数、内容)	典拠
	全47条 ①常に忠孝の道を忘るべからず(以下、下略)	
2. (無題)	全11条「恩地左近太郎闇書之内抜写」 ①正成卿曰凡人八十が内に五ツ善ありて ②大悪ハ七ツの不義を言なるぞ。一ツにハ ③親に孝なき不慈なる者ハ必不忠と知 ④万人の中にも今の世に信の忠ある者一 ⑤天下ハ一人の天下にあらず。天下の天 ⑥仏神を尊敬致すべし。和田親恩地殿始 ⑦仏神を祭に財宝をついやす事なかれ。 ⑧国主財を好事なかれ。財を求るときんバ ⑨侈て過奢を好めハ好も佞も盗も邪も曲も ⑩八歳より以上に手習し、十三四歳より学 ⑪文学武道の外芸能に遊べからず。是も 付、佐田補正成卿ハ人皇三十一代敏達	『恩地左近太郎闇書』 同 3条 同 4条、3条 同 5条 同 32条、63条 同 32条 同 89条、90条 『理尽抄』巻3 同 94条 同 94条、32条、57条 同 21条、28条 同 93条
3. 孝行を専可動事	全5条 ①古人曰孝経曰子曰夫孝ハ徳之本也。 ②古人曰く人ハ万物に勝れて貴きにあらずや ③古人曰く子たる者の職分ハ身を立道と ④私曰孝道くわしく孝経小学にあり。孝の ⑤商親死去の跡にても万の事親の在命の	『民家童蒙解』上之二「或問孝」 同「起孝心」 同「勿令親心憂」 同「勿令親心憂」
4. 家業を最第一ニ可動事	全4条 ①万里小路藤房大納言常談ニ公家ハ公家 ②妙法院御門跡院然法親王の曰く人間の ③孟子曰若ク民則無ク恒産 則ク因無 ④古人曰家業ハ先祖粉骨碎身の功績且	『民家童蒙解』下之一「家業」
5. 知不足事	全2条 ①古人曰食ハ飢ざるに止まり衣服ハ凍へ ②神託に日慈悲の室にハ趣くべし。邪見	『民家童蒙解』下之一「知不足」 同
6. 侈戒むべき事	全4条 ①身に五色を粧、食にハ八珍を尽し玉樓 ②財宝の餘る者染んで善尽し美尽せハ、 ③古人曰奢ハ火の盛なるがごとし、薪尽れ ④愛宕山大権現の神託に吾常に王法を守	『太平記綱目』巻24 同 『民家分量記』巻3「奢の悔」
7. 好色を禁むる事	全4条 ①古人曰色欲を好事なかれ、妻に愛じやく ②夫婦ハ人の大倫也。其理ハ夫婦有て ③色欲に品々あり。或ハ妻を好あり、或ハ ④延喜聖帝御在世之御願の第一に好色	『民家分量記』巻2「夫婦の睦」 『太平記綱目』巻35
8. 邪欲を禁	全4条 ①古人曰邪欲とハ取まじき財を集るを言ぞ ②北条泰時朝臣在京の時、明直上人にあ ③私曰五穀を売にも時の相場よりあまり高 ④古人曰大人より庶民に至る迄飯初にも	『太平記綱目』巻35 『太平記』巻35
9. 遊宴を禁	全1条 ①古人曰遊宴ハ國家を亡す端なり、遊ハ	『太平記綱目』巻35
10. 大酒を禁む事	全1条 ①古人曰大酒ハ家を失ひ國を亡す事相模	『太平記綱目』巻35
11. 博奕を禁む事	全1条 ①古人曰博奕ハ双六にかきらず金錢をか	『太平記綱目』巻35
12. 学問之事	全9条 ①八歳より手習可致事精出し幼少の手中 ②十歳の頃より夏秋農業取納之節ハ見習 ③小学孝経四書等よまざれば物の理を不 ^レ 知 ④学問の道は書を読古事を知ルばかりを ⑤書ハ書を読ざる者も正直にして公儀の掟 ⑥書ハ千巻万巻の書を習ても物の理を不 ^レ ⑦書ハ生得不根氣にして書を読事能ずんハ ⑧仮名本に民家分量記、民家童蒙解等ハ ⑨書ハ生得書物好にても四書孝経小学ハ	『理尽抄』巻10
13. 口ハ禍の門	全1条 ①口ハ禍の門也、飲食節ならざれば病を生じ	『民家童蒙解』下之一「口禍の門」
14. 儉約を可相守事	全5条 ①御高札曰 万事審いたすべからず屋作 ②おそれ多き御事に候得とも天照皇太神宮 ③唐の堯帝ハ聖王にて中花四百余州の ④日本の延喜帝ハ民を憐れ夜に御衣を脱 ⑤和漢の聖主賢得ハ衣食を莊す、家居を	『太平記綱目』巻13附翼 『太平記』巻35

修身・齐家のために座右に置くべく「聖賢明哲の至言を書き集めた」という。『齐家至言集』には「古人曰」等と述べるのみで、引用書目を挙げていない。しかし引用部分の内容・表現を綿密に分析することにより、直興がそれを執筆する上で参考にした書物を特定することができる。いったい直興にとって、「聖賢明哲」とは誰なのか。表6は、筆者の分析により明らかとなった典拠一覧である。まず3「孝行」の項。①～③で「古人曰」としてあげているのは、すべて『民家童蒙解』からの引用であることがわかる。『民家童蒙解』とは、先述の常盤潭北の著書である。表を見るに、『民家分量記』も6の③、7の②で引用している。実は12「学問之事」の⑧で「仮名本に民家分量記、民家童蒙解等ハ百姓の当分の事を、ほゞ記し置し本なれハ見るべし。身脩みよくならむの助けに成る也」と、この両書を読むことを推奨している。安永四年の、潭北の著書との邂逅以来二〇年、直興は潭北本を高く評価し続けているのである。潭北本とともに注目されるのは、6の①②、7の④等、いくつも引用されている『太平記綱目』である。これは原友軒編の四〇巻剣巻共六〇冊の大部の書物であり、版行年は不明だが、寛文一二年（一六七二）の「後序」がある。

『太平記評判秘伝理尽鈔』（『理尽鈔』）が十七世紀半ばに出版され世に流布しもてはやされたのであるが——「都鄙貴賤此書（『理尽鈔』）ヲ信シ、世挙よびテ好ミ用ル故ニ、又事好ム者大全綱目ナンド、名付ケ、此書ニ大部ノ末書ヲ重33ネ」と評されたように——、それに呼応して作成された末書の一つが『太平記綱目』である。『理尽鈔』を収載し、さらに記事を増補している。直興が引用しているのは、いづれも『理尽鈔』にある部分であり、『理尽鈔』からの引用としてもよいが、『書物目録』を見ると、79『太平記綱目』を持っているので『太平記綱目』からの引用とした。直興は、『書物目録』の56『太平記綱目抜書』を書写している。先には、これが直興自身の「抜書」か確認できないとしたが、『齐家至言集』にも引用していることから推し量るに、直興の「抜書」である可能性が高いといえよう。ところで『理尽鈔』とは何か。近年、筆者が拙著『太平記読み』の時代——近世政治思想史の構想34』等の論考で「太平記読み」と呼んでいるのが、この『理尽鈔』の講釈及び講釈者である。筆者は、「太平記読み」が近世の政道論の嚆矢であり、しかもそれが近世社会の政治に関する共通認識＝政治常識の形成に寄与したという見通しを得

て、「太平記読み」を基軸とした政治思想史の構想を提起した。以下、その概略を述べよう。最初の「太平記読み」である大連院陽翁が、唐津藩主寺沢広高、金沢藩主前田利常らに講釈を行ったことから明らかなように、「太平記読み」は、元来、武士のなかでも上層の為政者層を対象にしたものだった。その内容は、『太平記』中の人物・事件・合戦を論評する体裁をとって、政治論・軍事論を真面目に語ったものであり、政治論では、あるべき領主（明君）像や政治のあり方を鋭く提起していた。この『理尽鈔』のなかで、政治・軍事を教諭する理想的指導者として登場したのが、楠正成である。ここでは正成は、「諸人ノ貧苦ヲスクウ」仁政をいわば旗頭にした農政を行い領民を信服させ、家臣に対しても硬軟両様を使い分けてその信服を得る、卓越した政治能力を持つ「明君」であった。正成は、もともとの『太平記』（十四世紀後半に作成された軍記物語）世界の知謀・忠義の武将から、十七世紀初頭の『理尽鈔』世界の理想的指導者へと、劇的にイメージチェンジを遂げたのである。まさしく武将から為政者への転換を余儀なくされた近世初頭の武士層にとって、「太平記読み」の教えは切実な生きたものだったといえる。ところが、

このような統治マニュアルとでもいうべき『理尽鈔』が、十七世紀に日本史上はじめて登場した出版業者の手にわたり、十七世紀半ばに出版されたことにより、状況は一変する。出版メディアを介して、その享受層は、地域・身分を問わずいっきよに拡大した。『理尽鈔』それ自体も四〇巻四四冊の大部であるが、さらに大部の『太平記大全』（五〇冊）・『太平記綱目』（六〇冊）をはじめ、多くの関連書が出版され、直接講釈に依らずとも読書を通して「太平記読み」に接することができるようになった。かつて十七世紀前半には、読み聞かせという口誦による知（知識・知恵）、いわばオーラルなメディアによる知であった『理尽鈔』講釈が、十七世紀後半には書物による知、出版メディアよる知へと大きく変質した。その享受層も、前者では口誦の場を共有することができた人々、よって特権的な階層の人々を対象としたのに対し、後者は、地域・身分を越えた広い層に受容されていった。山鹿素行・熊沢蕃山といった当代一流の思想家たちも、『理尽鈔』の影響を色濃くうけて思想形成を行っている。また河内国石川郡大ヶ塚の富農・富商であった河内屋可正（本名壺井五兵衛、寛永一三〇一六三六）（正徳三（一七一三））や、出羽国秋田郡

二井田村の上層農出身で陸奥国三戸郡八戸町で町医を開業した安藤昌益（元禄一六（一七〇三）〜宝暦一二（一七六二））のような、在町・在村の知識人・読書人にも、『理尽鈔』やその関連書を読んで、『太平記読み』の政治論の影響をうける人々が現れた。たとえば可正は、「明君」＝正成像を受容して、それを自己の修身・齊家の論に読みかえ、子孫への教訓を展開している。と同時に、郷村の民を治める指導者として強い自覚を持ち、受容した「明君」＝正成像を自らのものとして、あるべき村役人像と仕置のあり方を説いている。「太平記読み」の政治論は領主層だけでなく、村役人層まで、いわば下降化し、その結果、武士層から民衆の上層までに、共通の治者像指導者像が形成・定着したといえるのである。こうして私は、『理尽鈔』が領主層から民衆にまで受容され、『理尽鈔』が提起する「明君」＝正成像や政治のやり方は、山鹿素行や熊沢蕃山ら当代一流の学者をも巻き込みながら、階層の差異を越えた社会の共通認識、政治常識となっていたという仮説を提起したのである。

話を直興に戻せば、直興は『太平記綱目』を介してこの『理尽鈔』を受容している。『理尽鈔』だけではない。表6

の2には、『恩地左近太郎聞書』を引用・利用している。これは正保二年（一六四五）に刊行され、今日『理尽鈔』の版本とセットで残されていることが多い書物である。正成の政治論を家老恩地左近太郎が聞き書きしたという体裁をとって、『理尽鈔』の政治論を敷衍したものである。また、巻頭に「楠正成公壁書」と題し、正成の教訓を四七条にわたり挙げている。正成の「壁書」と称するものは『理尽鈔』の流行を受けていくつも作られ、また出版されているが、管見では直興が挙げているものと一致するものを見出していない。『書物目録』には、直興が写した71『大要集楠正成公之秘言』なる書物がある。これは『国書総目録』『古典籍総合目録』に載らず、正成の「秘言」だということ以上の情報を得ることはできないが、『壁書』と関係あるのかもしれない。³⁵

ところで直興が引いている『太平記綱目』『恩地左近太郎聞書』が主題としているのは、「治国」（政治）のあり方である。次に挙げたのは、『太平記綱目』中の遊宴を禁じた一文である。これを直興の『齊家至言集』とくらべてみよう。

遊ハ行ニ怠ルノ端ナレハニヤ。国ヲ治メン者別シテ

可_レ禁事ニヤ

遊ハ家業に怠るの端なればにや(『齊家至言集』)

直興は引用するに際して、「行」を「家業」に言い換え、さらに被治者には無関係な「国ヲ治メン者」以下の文を削除している。直興も、正成の治国論を修身・齊家の論に読みかえて受容していると言えるのである。以上のように、直興が書き集めた聖賢明哲の至言は、『理尽鈔』・『恩地左近太郎聞書』に由来する、近世に新たに作られた(偽作された)楠正成の言葉であり、また十八世紀初めに関東農村で講釈した常盤潭北の言葉であった。4の③で「孟子曰」と『孟子』を引用したり、12の③で『小学』『孝経』『四書』等を読むように教訓しているが、全体からみればわずかに過ぎない。直興の思想形成に正成と潭北とが与えた影響が甚大であることを指摘することができる。

ところで、安永期の直興は、「我今日種々の大事」を実践すれば、神仏の加護があると確信していた。実は寛政期でも次のようにいう。「若亦此書(『齊家至言集』)に背き無道を行ふときハ、神明仏菩薩の聖慮に背き、神仏の罰を蒙、家を失ひ身を滅す事速なり」。逆に、聖賢の至言を守れば、

日々に三度つゝ我が身をかへり見て悪を止め善に進むべし。如_レ此行ふときハ禍ハ消へ福へ来り、家内繁昌致し子孫長久なる事其中にあり

と、神仏の御利益により家内繁昌・子孫長久は間違いないと断言する。直興は、『齊家至言集』で正成が「仏神を尊敬致すべし」と述べたという(表6、2の⑥)。確かに『恩地左近太郎聞書』を見ると、「仏神ヲ能敬奉ベシ」と正成は述べている。しかし『理尽鈔』が造形した正成は、神仏の効験を認めない。それでも神仏を信仰せよと説くのは、愚かな民が神仏を信仰しており、神仏が民への教化・教導に役に立つからである。領主たるものは、治国のための謀略として神仏を信仰せよというのが正成の(したがって『理尽鈔』の)主張である(拙著『太平記読み』の時代参照)。「恩地左近太郎聞書」でも「国ヲ治ン者」の「治国ノ法」として神仏信仰を説いているのであるが、直興はそれを引用するときに、そうした謀略性を払拭する。そして「仏神を常ニ心に忘るゝ事なく慎み行ふときんバ、忠孝の道に叶て国家長久基なり」と、仏神を常に心に忘れることなく慎み行うことが大事だと読みかえていく。神仏に誠心をもって祈願すれば必ず報われるという確信を、直

興は二五歳の時から持ち続けているといえるのである。

むすびにかえて

本稿により生み出された課題を述べて、むすびにかえよう。まず、直興の思想はその後どうなっていくのか、検討していく必要がある。③から⑧までの史料についても同様の分析を行っていくことにより、一上層農民の思想形成を生涯にわたって丹念に追跡することができるであろう。第二に、直興以後の寺澤家の当主の思想形成も考察していきたい。特に息子直宥の死に直面した直興が、「家業大切に致し家相統致し候様ニ」教育した孫の直意（文化三〇一八〇六）（弘化四（一八四七））の思想形成に興味が引かれる。直意は、天保五年（一八三四）に寺澤家として初めて岡田村の庄屋本役に就任、同一一年には上田藩川中島割番代役（他藩の大庄屋）にも就き、³⁶地域運営にも積極的に関わっていく。寺澤家文書には、嘉永三年（一八五〇）の『書物目録』（八一―、寺澤直温執筆）が残っており、直興代のそれと比較することによって、直意の思想形成を考察することができる。

第三に、いわばリアルタイムでない書物の享受という問

題を提起したい。拙著『太平記読み』の時代」を書いたときに筆者は、十七世紀初頭から十八世紀半ばまでを「太平記読み」の時代と位置づけ、十八世紀半ばの安藤昌益の思想形成を描いて筆をおいた。しかし本稿で取りあげた寺澤直興は十八世紀半ばに生まれた人物である。この直興の思想形成に十七世紀半ばに刊行された「太平記読み」関連の書物が大きな役割を果たしたことは、筆者にとって驚きであった。と同時に、書物が出版されるということの意義・意味について深く考えさせられた。「太平記読み」はもともと大名家や上層武士だけが享受できる「秘伝」であった。それが出版され広く受容されることによってその教説は一般化し社会の常識となったが、出版されたことにより（秘伝として価値を失い）「太平記読み」そのものの価値は急速に下落した。³⁷しかるに十八世紀末に（出版されてから一世紀以上も経って）「太平記読み」を選びとり、家をいかに永続させるかという現実の課題に対処するための処方箋をそこに見出した人が存在していたのである。書物の享受という同時代のことだけを考えがちであるが、このようなリアルタイムでない享受についてもその背景を含めてその歴史の意味を考察せねばならない。直興の事例

はそうした研究の重要性を喚起しているといえよう。しかも直興の場合には、「楠正成公の秘言」と銘打つ『大要集』なる写本を書写しており、少なくとも直興にとってはその「太平記読み」受容は秘伝性をまとったものであった。近世社会は商業出版が成立・成熟した時代であるが、写本も広く行われたことも忘れてはならない。ある人の思想形成過程において版本と写本がそれぞれのような役割を果たしたのか、考えていく必要がある。これが第四の課題である。

最後に、「はじめに」でも述べたが、領主層から民衆までの社会各層の諸主体がいかに形成されたか、それにどんな書物が関わったのかを明らかにしなければならない。それによって、その総体としての近世社会の変容に書物がいかに関わったのか、社会と書物との相互的連関の諸相も解明できるであろう。寺澤家文書は、「近世人の思想形成と書物」を考究していく上で魅力的な史料群であり、これに真っ向から取り組むことを約束して、本稿の締め括りとして。

注

(1) 「近世人の思想形成と書物——近世の政治常識と諸主

体の形成——」『一橋大学研究年報 社会学研究』四二、二〇〇四

(2) 『安藤昌益からみえる日本近世』東京大学出版会、二〇〇四

(3) 前掲拙稿「近世人の思想形成と書物」二二五頁

(4) ただし、こう言ったからといって、筆者が前掲論文及び著書で述べたことを取り下げたわけではないことをここで述べておかねばならない。歴史学研究では提起した仮説を新たな史料により絶えず吟味・検証していく必要がある。もし反証が出てきた場合には、その仮説を取り下げ、新たな仮説を提示することになる。前稿で指摘した「近世人の思想形成」もそのような仮説であり、不断に検討しなおさなければならないのである。

(5) 岡田村の庄屋は、享保年間以降は清水家と大沢家のうちいずれかが務めたが、天保五年から寺澤家に加わり、三家のうち、二家が庄屋を務めている。館林弘毅「近世後期上田藩領川中島飛地における長百姓の地位——文書作成過程を通してみた場合——」『長野県立歴史館研究紀要』7、二〇〇一

(6) 旧藏者から長野市立博物館に寄託されていた文書群(五三六点)と、長野県立歴史館が収集した文書群(二六〇二点)に二分されていたが、現在は一括して長野県立歴史

史館に収蔵され、『岡田村寺澤家文書目録』（未刊）が作成され、史料が公開されている。

(7) 館林氏前掲論文参照

(8) 寺澤直興が、文化四年（一八〇七）に作成し文政九年に「追書」した『寺澤氏代々記』（寺澤家文書二八〇）『先祖代世記』二冊の内）による。

(9) 佐藤常雄「解題」『日本農書全集39 地域農書4』農山漁村文化協会、一九九七）参照。なお、佐藤氏によれば、明和八年（一七七二）には、二四九俵（一俵＝もみ五斗入り）の小作もみと八八俵の手作もみが寺澤家の穀蔵に収められたという。

(10) 『更級埴科地方誌 第三巻 近世編下』更級埴科地方誌刊行会、一九八一

(11) 『長野県史 近世史料編 第七巻 (一) 北信地方』長野県史刊行会、一九八一

(12) 前掲『日本農書全集39 地域農書4』所収。

(13) なお直宥は文政五年三月一日死去。悲嘆に暮れた直興が執筆した『寺澤長蔵病氣始終記』（寺澤家文書三三四、文政五十年年 春三月下旬）には、息子をいとおしむ親の情愛があふれている。近世におけるこの種の文書（著作）は珍しいのではないか。

(14) 春の土用には何の種をまく等と一年間の農耕の注意事項

項を記した「農業耕作日記」、どの畑にどのような野菜の種を何時時くのか、文政二年（一八一九）の事例をあげた「文政二卯年寛」、そして塩や味噌等の物資を何時どのくらい購入するかを記し、あわせて用水路・排水路の覚書を記載した「万仕入物時節寛」からなる。

(15) この直意が天保五年（一八三四）に、寺澤家として初めて、岡田村の庄屋本役に就任しており、直興の教育は成功したと言えるようか。

(16) なお、この『書物目録』は『長野市史一三 資料編近世』に翻刻されている。

(17) 小林文雄「近世後期における「蔵書の家」の社会的機能について」『歴史』七六、一九九一、横田冬彦「近世村落社会における〈知〉の問題」『ヒストリア』一五九、一九九七、橋川俊忠「史料としての読書——蔵書史料学の可能性について——」『歴史民俗資料学研究』三、神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科、一九九八、池田真由美「書籍有物帳」に見る江戸近郊名主層の動向」『関東近世史研究』五一、関東近世史研究会、二〇〇二、他。

(18) これに関連して、長野電波技術研究所（所長寺澤泰氏）のホームページ <http://www.i-apple.jp> によれば、寺澤家の「書籍類は昭和26年1月4日火災により焼失した」という。

- (19) 寺澤家文書中に『高野山名霊集之内抜書』(一八四)が現存している。表紙に「寛政八年 辰正月吉日 寺澤氏」とあり、中味は『高野山名霊集』の抜粋集である。なおこの書物は『書物目録』から漏れているが、『目録』収載の『抜書』についても同様の体裁だったと推定される。
- (20) 本特集号所収の工藤論文参照。
- (21) 小池淳一「書き伝えの民俗——陰陽道書の展開と再生——」『信濃』六二二、二〇〇一、同「宗教現象としての読書——威書という儀礼・書写という実践——」『歴史評論』六二九、二〇〇二、等。
- (22) 池田真由美「書籍有物帳」に見る江戸近郊村名主層の動向」『関東近世史研究』51号、二〇〇二。なおこの論考はこれまでの書物目録研究を集大成した労作である。
- (23) 長友千代治『近世貸本屋の研究』東京堂出版、一九八二
- (24) 「近世の政治常識と諸主体の形成」『歴史学研究』七六八、青木書店、二〇〇二、また拙稿「軍書」『歴史をよむ』(東京大学出版会、二〇〇四)参照。
- (25) ただし、31庭訓往来と44、46の往来物をなぜ分けるのか、また33の『かなめ草』も手島堵庵の著であり「心学之書」とすべきではないか、等というような疑問を差し挟む余地があることは指摘しておきたい。
- (26) 鈴木俊幸編『近世信濃における書籍・摺物の文化についての総合的研究』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇三
- (27) 鈴木氏編前掲書及び、鈴木俊幸「地方書商の成長と書籍流通——信州松本書肆高美屋甚左衛門を例に——」『歴史評論』六六四、二〇〇五、参照。
- (28) 一般には内題をとって『百姓分量記』と呼ばれるが、本稿では直興の呼び方にならうこととする。
- (29) 常盤潭北の農民向け教訓書三部作の書誌については、中村幸彦「解説」参照。日本思想大系66、中村幸彦校注『近世町人思想』岩波書店、一九七五。
- (30) 『民家分量記』からの引用は、国文学研究資料館マイクロ二〇九—一—三(富山県立図書館志田文庫蔵)享保一年版による。
- (31) 加除を行った直興の意識には興味を引かれるが、ここでは先を急がねばならない。別稿を期したい。
- (32) なお潭北は「明德は性にして天自然の徳なれば」云々と朱子学の教説を柱として教訓を述べていく。直興の『民家分量記』の読み方は、潭北の意図からすれば、ずれたものであることがわかる。書物の発信者と享受者との間に介在する「ズレ」の諸相を明らかにするところに、書物の思想史のおもしろさがあると言えるだろう。

(33) 小林正甫『重編応仁記』一七〇六年「発題」、東北大学附属図書館狩野文庫蔵。

(34) 『太平記読み』の時代——近世政治思想史の構想——平凡社、一九九九

(35) なお『理尽鈔』講釈の盛行を受けて作られた類書に『太平記評判私要理尽無極鈔』があり、この書物の別名の一つに「太平記評判理尽大要鈔」がある。直興が書写した『大要集』とはここから来ているのだろうか。未詳である。

(36) 佐藤常雄氏前掲「解題」参照。

(37) 拙著『太平記読み』の時代』でも次のように述べた。「かつて武略と政治の秘伝を述べたものと重宝がられた『太平記読み』が、急速に価値を下げているのである。この急速な価値の下落は、伊勢貞丈（享保二（一七一七）〜天明四（一七八四））がいうように、「昔は世の宝とせし書なり。今は板行に有りて人さのみ貴とせず」（『安斎隨筆』巻二八）と、それが出版されたことによるところが大きいであろう。出版されたことにより公開され誰でも知ることができるようになって、秘伝としての価値を失ったであろうことは容易に想像される。（中略）さらに常識の形成という本書の視角からいえば、『太平記読み』の政治思想・政治論がすでに常識となり、ありがたいものではなくなったことも、『理尽鈔』の価値の低下につながったので

はなかるうか。」

（一橋大学大学院社会学研究科助教授）